

第7章 ロシア法における共同事業形態

成城大学法学部法律学科教授 桑原康行

第一節 序

筆者はこれまでソビエトおよびロシアにおける貿易取引の私法的規制について調査・研究してきた¹。本研究は、これまでの研究とは異なり、ロシアにおいてどのような共同事業形態が存在し、それぞれの共同事業形態の内容はどのようなものであるのかを明らかにしようとするものである²³。したがって、日本企業がロシアに進出するにあたり、どのような共同事業形態をとるのが望ましいかを検討するための、最も基本的な情報を提供することができれば幸いである。

まず、「2 共同事業形態概観」で、ロシア法のもとで現在どのような共同事業形態が設立可能かを概観する。そのうえで、「3 各種共同事業形態」でそれぞれの共同事業形態がどのような内容のものであるかについて検討することにしたい。

¹ ソビエトおよびロシアにおける貿易取引の私法的規制については、拙稿「ソビエト・ロシアの貿易取引に関する法規制」『サハリン石油・ガス開発プロジェクトと北海道経済の活性化 第1号』（1998年）121頁以下、同「ロシアの貿易取引に関する法規制」『サハリン石油・ガス開発プロジェクトと北海道経済の活性化（2）』（1999年）89頁以下、同「ソビエトおよびロシアにおける貿易取引の私法的規制」成城法学64号（2001年）29頁以下参照。なお、ソビエトにおける貿易取引の規制については、吉永栄助・石川惣太郎『ソビエト経済法[貿易関係法と海事法]』（1972年）が必読文献である。

² 本稿に関連する邦語文献として、たとえば以下のようなものがある。小田博「ロシア連邦の新株式会社法」ジュリスト第1096号（1996年）84頁以下、クラウス・アルバート・バウアー&田中幹夫「日本企業の投資対象としてのロシア連邦の株式会社[上][下]」国際商事法務第25巻7号（1997年）725頁以下、25巻9号（1997年）955頁以下、ロシア東欧貿易会『ロシアの経済関連の法整備状況』（1997年）、メンシコヴァ「株式会社法について」ロシアユーラシア経済調査資料789号（1998年）23頁以下、ヴォロンツォフ「モスクワでの代表事務所設立と運営の諸問題」ロシア東欧貿易調査月報第45巻11号（2000年）31頁以降の連載。また、北海道庁のホームページ（URL <http://www.pref.hokkaido.jp>）でも情報が提供されている。同ホームページの「北海道ロシアビジネス情報館」のところ参照。

³ ロシアとの貿易、ロシアへの投資が多いドイツにおいては文献も多いが、さしあたり以下のものが特に参考となる。Thiel, *Joint Ventures in der Rußländischen Föderation* (1995); Klemm, *Die Entwicklung des russischen Rechts der Kapitalgesellschaften* (1996); Schwarz, *Investieren in Rußland* (1996); Becker, *Gesellschaftsrecht in Rußland* (1998). このうち、Schwarz, *Investieren in Rußland* は各種申請書の見本も解説付きで紹介されており、きわめて有益である。なお、英語文献としては、以下のものなどを参照。Sukhanov, *Economic Partnerships and Companies in the New Civil Code of Russia, Review of Central and East European Law* 1995, p.483.; Vintrianskii, *The Concept and Varieties of Legal Persons according to the Civil Code of Russia, Review of Central and East European Law* 1995, p.501.; Gogek, *Russian Company Reform: Have Flawed Laws Impeded the Transition to a Market Economy?*, *McGill Law Journal* 1995, p.269.

第二節 共同事業形態概観⁴

ロシア法のもとでは、まず、法人と非法人が区別される。

法人に関する規定は、民法⁵48条から65条に置かれている。ロシア民法48条によれば、法人とは、独立した財産を有し、その財産により自己の債務について責任を負い、自己の名において財産権等を取得・行使し、裁判において原告または被告となることができる団体をいうものとされている。

法人は、さらに、営利を主たる活動目的とするもの（営利団体）と、営利を主たる活動目的とせず、かつ、取得した利益を参加者間で分配しない団体（非営利団体）とに分けられる（民法50条）。

営利団体である法人には、会社、生産協同組合および国有または公有単一企業がある。非営利団体である法人には、消費協同組合、社会団体、宗教団体、施設および法人の結合体（協会および連合体）がある（民法50条）。

これに対して、非法人には組合（民法1041条）と匿名組合（民法1054条）が含まれる。

営利団体である会社については、民法66条以下に詳細な規定が設けられている。民法66条によれば、会社とは、設立者（社員）の持分（出資）により構成される定款資本（共同出資金）を有する営利団体である。会社は、さらに、人的会社と物的会社に分類される（民法66条）。

人的会社は、合名会社（民法69条以下）または合資会社（民法82条以下）として設立することができる。

合名会社においては、社員が会社の名で企業活動を行い、会社債務につき社員の財産をもって責任を負う（民法69条）。社員は連帯責任を負うが、合名会社は法人であることから、補充的に責任を負うことになる（民法75条）。合資会社においては、無限責任社員とならんで、出資額の限度で責任を負い、会社の企業活動には直接参加しない社員（有限責任社員）が存在する（民法82条）。

人的会社については、特別法は存在していないので、その法律関係はすべて民法によって規制されることになる。

物的会社は、資本の結合に基づき、社員の個人責任が原則として排除される会社形態

⁴ この部分については、Becker・前掲注3、3頁以下に負うところが多い。

⁵ ロシア民法、株式会社法および有限責任会社法については、日本語訳がある。ロシア民法については、第一部の邦訳として、日本国際問題研究所『ロシアの立法動向(4)』（1995年）1頁以下、抄訳として、「ロシア連邦民法（抜粋・仮訳）」ロシア東欧貿易会・前掲注2、67頁以下；株式会社法については、「ロシア連邦株式会社法（仮訳）」ロシア東欧貿易会・前掲注2、89頁以下；「ロシアの株式会社法」ロシア東欧貿易調査月報第41巻4号（1996年）37頁以下；有限責任会社法については、「ロシアの有限会社法」ロシア東欧貿易調査月報第43巻7号（1998年）35頁以下参照。本稿においてはこれらの訳を十分に参考とさせていただいた。なお、ロシア民法全体の英訳として、Butler, CIVIL CODE OF THE RUSSIAN FEDERATION Parts One and Two 2nd. ed. 1999. ドイツ語訳として Zivlgesetsbuch der Russischen Föderation (Erster Teil) von 1994 1997; Zivlgesetsbuch der Russischen Föderation (Zweiter Teil) von 1995 2000 がある。

である。物的会社は、有限責任会社（民法第 87 条～94 条；有限責任会社法 2 条）、追加責任会社（民法 95 条）または株式会社（民法 96 条～104 条；株式会社法 2 条）として設立することができる（民法 66 条）。

有限責任会社においては、定款資本が持分に分割され、その社員は会社債務については責任を負わず、出資額を限度とする損失の危険を負担するにすぎない（民法 87 条、有限責任会社法 2 条）。ロシア法のもとでは、特別な会社形態である追加責任会社も存在している。この追加責任会社においては、その社員が会社債務につき補充的に自己の財産により連帯債務者として責任を負うものの、その責任は会社の設立文書に定める出資額に応じた範囲に限定されることになる（民法 95 条）。

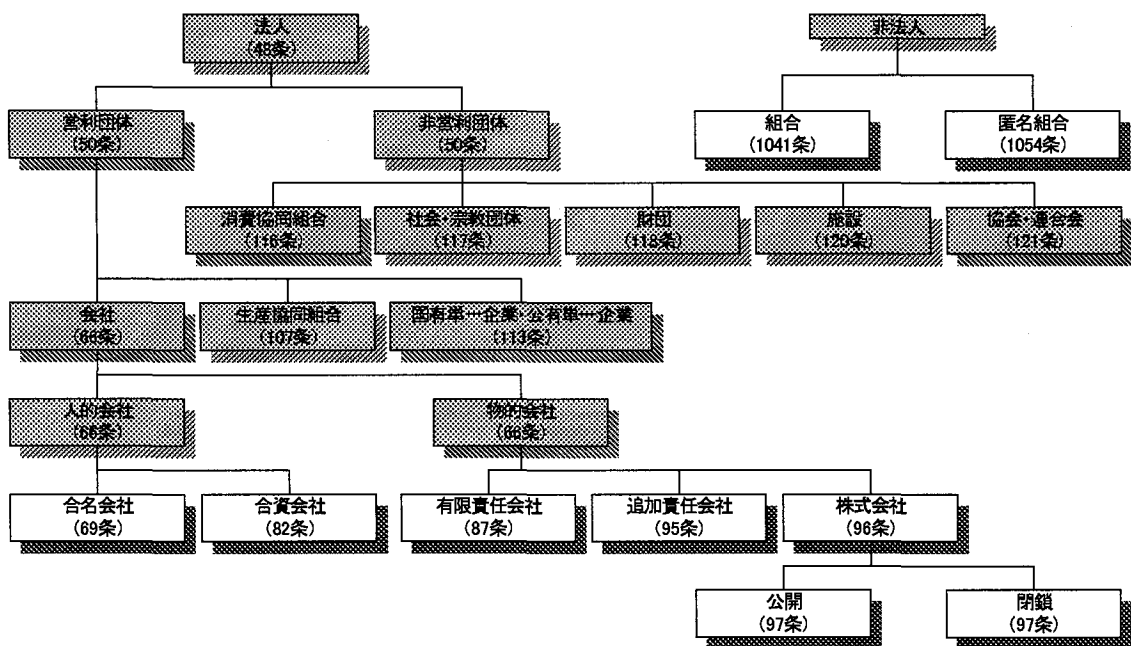
株式会社においては、その定款資本が一定数の株式に分割されるが、株主は会社債務については責任を負わず、企業活動から生ずる損失の危険を自ら所有する株式の価額の範囲でのみ負担することになる（民法 96 条、株式会社法 2 条）。

株式会社は、さらに二つに分けられる。いわゆる「公開株式会社」の場合には、株式は自由に譲渡できる。これに対して、「閉鎖株式会社」の場合には、株式は会社発起人またはあらかじめ定められた者に対して譲渡しうるにすぎない（民法 97 条、株式会社法 7 条）。

人的会社と異なり、物的会社については、特別法が存在している。すなわち、株式会社法と有限責任会社法であり、前者は 1996 年 1 月 1 日から、後者は 1998 年 3 月 1 日から施行されている。

これまで述べたところを、図示すると次のような図となる⁶。

図 ロシア法における共同事業形態



⁶ Becker・前掲注 3、7 頁の図をもとに作成。なお、法律の条文はいずれも民法のものである。

第三節 各種共同事業形態⁷

ここでは、ロシア法上存在する各種の共同事業形態、すなわち、(1) 組合 (2) 合名会社 (3) 合資会社 (4) 有限責任会社 (5) 追加責任会社 (6) 株式会社 について、以下の事項を検討することにする。具体的には、法的根拠、設立、参加者、資本、機関、責任、権利能力、一人会社、商号、解散、解散時における債権者に対する債務弁済についてである。

(1) 組合

組合については、ロシア民法第 55 章第 1041 条～1054 条に規定が設けられている。匿名組合に関する 1054 条以外の規定は、すべて (単純) 組合に関する規定である。

(単純) 組合とは、利益を得るため、またはその他の立法上禁止されていない目的を達成するため、二人以上の者が、契約上、出資し、協力する義務を負う人的結合であるとされる (民法 1041 条)。組合契約は、申し込みを受けた者がその申し込みを承諾した時に締結されたものとみなされる。さらに、組合契約が有効であるためには、組合員が組合財産への出資額およびその履行手続について定めていることが必要である。当事者がこれらの点について定めていなかった場合には、当該契約は無効であり、組合は当初から成立していなかったものとみなされる。

組合は、少なくとも二名以上の者からなる。企業活動を目的とする組合においては、組合員は国家登記簿に企業活動について登記しなければならない。ここでいう企業活動とは、立法上定められた手続によって国家登記簿に登録される、財産利用、物品売買、労務給付またはサービス提供から、独立して、自己の危険で利益を得るための活動をいう。

組合員は出資をなす義務を負うとされているものの、最低出資金についての定めはない。組合員の出資とみなされるのは、特に金銭、その他の財産、職業上・その他の知識、能力、技能、信用、取引関係を含む、組合員が出資するすべてのものである (民法 1042 条)。

組合はその組合員によって代理される。立法上、特別な機関は定められていない。各組合員は、全組合員の名で行為する。ただし、組合契約において、業務執行が一定の組合員または全組合員によってなされるものとされている場合はこの限りではない。全組合員によるものとされている場合には、全組合員が各法律行為に明示的に同意することが必要である (民法 1044 条)。

企業活動を目的とする組合の場合、組合員は連帯責任を負うことになる (民法 1047

⁷ この部分についても、Becker・前掲注 3、9 頁以下、57 頁以下に負うところが多い。

条)。

組合は組合契約によって成立するが、法人ではないので、権利能力はない。

一人組合の創設は認められない。

組合の商号について、民法には規定はない。

立法上、組合の強制的解散が規定されているのは、以下の7つの場合である(民法1050条)。1 組合員の行為無能力、行為能力の制限または失踪 2 組合員の支払不能 3 組合員の死亡または財産の法的清算 4 期間の定めのない組合契約からの組合員の脱退 5 期間の定めのある組合契約の組合員による解除 6 契約上定められた期間の経過 7 組合債権者の請求に基づく組合員の持分の別除。

(2) 合名会社

合名会社については、ロシア民法第4章第69条～81条に規定が設けられている。

合名会社を設立するためには、全社員が署名した設立契約書が必要である。この設立契約書には以下の事項が記載されていなければならない。すなわち、会社の名称、所在地、業務執行手続、共同出資金の額および構成、共同出資金に占める各社員の持分割合およびその変更手続、社員による出資の額、構成、期限および手続、出資にかかる義務違反に対する社員の責任である(民法70条、52条)。

合名会社は、少なくとも、会社の名で企業活動に従事する社員(無限責任社員)二名からなる(民法69条)。

合名会社の設立が有効であるためには共同出資金が必要で、その額および構成は設立契約書に記載されなければならない(民法70条)。会社の財産として出資されるのは、金銭、有価証券、その他の物権または債権もしくは金銭的評価のできるその他の権利であるとの規定はある(民法66条)ものの、最低出資金額に関する規定はない。

合名会社においては、社員以外特別な機関は存在しない。

合名会社の社員は、会社債務について自己の財産により連帯して補充的責任を負う。合名会社の設立者ではない社員は、自らが会社に参加する以前に発生した債務について、他の社員と同様に責任を負う。退社した社員は、退社以前に発生した会社の債務について、退社した年度の会社の活動報告書が承認された日から2年間、他の社員と同様に責任を負う(民法75条)。

合名会社は、人的会社であり法人格を有する。それゆえ、権利能力も有する(民法49条)。

一人合名会社の設立は認められない。

合名会社の商号には、そのすべての社員の氏名(名称)および「合名会社」の文字もしくは「イ コムパーニャ(アンド カンパニー)」の文字を付した一人または数人の社員の氏名(名称)および「合名会社」の文字が含まれていなければならない(民法69条)。

合名会社は、設立者（参加者）の決定によって解散されうる（民法 61 条）。たとえば、合名会社を設立した目的が達成された場合である。また、合名会社は、裁判所の決定によって解散させられることもある（民法 61 条）。許可を得ないで活動したり、法律により禁じられている活動をした場合などである。さらに、合名会社は、社員がただ一人となった場合にも解散することになる。その者は、会社の唯一の社員となってから 6 ヶ月以内に、合名会社を物的会社に組織変更することができる（民法 81 条）。

合名会社が解散する場合、その債権者の債権は次の順位で弁済される（民法 64 条）。すなわち、第一に、解散する会社が責任を負う市民の生命または健康被害に関する市民の債権。この場合には、相当する定期支払金から中間利息を控除した一括払いにより弁済される。第二に、労働契約を含む契約に基づく労務を提供する者に対する退職手当および給与の支払に関する債権ならびに著作物利用契約に基づく報酬の支払に関する債権。第三に、解散する会社の財産に対する質権および抵当権の設定によって担保されている債権者の債権。第四に、国庫および国庫外基金への支払債務の履行の請求にかかる債権。第五に、法律に基づくその他の債権者の債権。

各順位の債権は、優先順位の債権の弁済後、弁済される。

解散する会社の財産が不足する場合、その財産は、債権額に応じて当該順位の債権者の間で配分される。

清算委員会が債権者に対する弁済を拒否した場合、または債権確定を怠った場合には、債権者は、会社の清算貸借対照表が承認される前に、清算委員会に対して裁判所に訴えを提起することができる。裁判所の決定によって、債権者の債権は、解散会社の残余財産から弁済を受けることができる。

清算委員会が定めた届出期間経過後に債権者が届け出た債権については、期間内に届け出された債権に対し弁済後の解散会社の残余財産より、弁済される。

(3) 合資会社

合資会社については、ロシア民法第 4 章第 82 条～86 条に規定が設けられている。合資会社を設立するためには、すべての無限責任社員が署名した設立契約書が必要であり、会社の名称、所在地、業務執行手続、共同出資金の額および構成、共同出資金に占める各無限責任社員の持分割合およびその変更手続、無限責任社員による出資の額、構成、期限および手続、出資にかかる義務違反に対する無限責任社員の責任ならびに出資者が払い込む出資総額が記載されていなければならない（民法 83 条、52 条）。

合資会社は、会社の名において企業活動を行い、自己の財産によって会社債務について責任を負う社員（無限責任社員）とともに、会社の事業に関連する損失の危険を自らが払い込んだ出資額の範囲で負い、会社による企業活動には参加しない一人または数人の社員一出資者（有限責任社員）一からなる（民法 82 条）。

有限責任社員は、原則として、会社の業務執行に参加することはなく、会社を代表す

ることもない。しかし、彼は、会社の利益の一部を受け取り、会計年度終了後退社し、第三者に優先して持分を買い取る権利を有する。

有限責任社員は、共同出資金に対して出資する義務のみを負っている（民法 85 条）。

会社の財産として出資されうるのは、金銭、有価証券、その他の物権または債権もしくは金銭的評価のできるその他の権利である（民法 66 条）。最低出資金額に関する定めはない。

合資会社においても、特別な機関は存在していない。

無限責任社員は、会社の債務について自己の財産をもって連帯して補充的責任を負う。これに対して、有限責任社員は、会社債務について出資額の限度で責任を負うにすぎない（民法 82 条）。

合資会社も、人的会社であり、法人格を有する。それゆえ、権利能力を有する（民法 49 条）。

一人合資会社の設立は認められていない。

合資会社の商号には、すべての無限責任社員の氏名（名称）および「合資会社」の文字、または「イ コンパーニヤ（アンド カンパニー）」の文字を付した一人以上の無限責任社員の氏名（名称）および「合資会社」の文字が含まれていなければならない（民法 82 条）。

合資会社は、会社に参加していたすべての有限責任社員が退社した場合には、解散する。ただし、無限責任社員は、解散に代えて、合資会社を合名会社に組織変更することができる。さらに、合資会社は、合名会社の解散事由（民法 81 条）がある場合にも解散することになる（民法 86 条）。

解散時の債権者への債務弁済については、合名会社のところで述べたことがあてはまる。

(4) 有限責任会社

有限責任会社については、ロシア民法第 4 章第 87 条～94 条の他、有限責任会社法に詳細な規定が設けられている。

有限責任会社は、設立者によって署名された設立契約および設立者によって承認された定款に基づき成立する（民法 89 条、有限責任会社法 11 条）。

設立契約は文書で締結されなければならないが、公証人による認証は必要ではない。これに対して、官庁に提出さるべき設立文書は、公証人による認証が必要である。

会社の設立者は、設立契約を締結し、会社定款を承認する（民法 89 条、有限責任会社法 11 条）。

会社が一人の者によって設立される場合には、その者が承認した定款が設立文書となる（有限責任会社法 11 条）。

設立文書においては、次の事項を定めなければならない（民法 89 条、有限責任会社

法 12 条)。1 会社設立者（社員）の構成 2 会社定款資本の額および各設立者（社員）の持分の割合 3 出資の額および構成 4 会社設立時の会社定款資本への出資払込の手續および期限 5 出資払込義務にかかる違反に対する設立者（社員）の責任 6 設立者（社員）間の利益分配の手續 7 会社の機関の構成 8 社員の退社手續。

また、有限責任会社の定款には、次の事項を記載しなければならない（有限責任会社法 12 条）。1 会社の正式および略式の商号 2 会社の所在地に関する事項 3 会社の機関の構成および権限に関する事項、会社の機関による決定の採択手續に関する事項 4 会社定款資本の額に関する事項 5 各社員の持分の割合および名目価額に関する事項 6 社員の権利義務 7 社員の退社手續および法律効果 8 会社の定款資本における持分（持分の一部）の他人への移転手續に関する事項 9 会社文書の保管手續ならびに会社による社員および他人への情報提供の手續に関する事項。

有限責任会社は、国家登記時に設立されたものとみなされる（有限会社法 12 条）。

有限責任会社の社員数は一人であってもよい。一人会社も立法上認められている（有限責任会社法 1 条、7 条）。

社員数は 50 人を超えることはできず、超えた場合には、一年以内に株式会社に組織変更するか、解散しなければならない（有限責任会社法 7 条）。

会社定款資本の額は、会社の国家登記用文書の提出日現在における連邦法に定める最低賃金額の 100 倍を下回ってはならない。会社定款資本の額はルーブルで算定するとされている（有限責任会社法 14 条）。

現物出資は、設立文書において特別財産としてリストアップされていなければならない。現物出資の金銭的評価は社員総会の承認を受けなければならない。現物出資の金銭的評価が連邦法に定める最低賃金額の 200 倍を超える場合には、独立の鑑定人によって評価されなければならない（有限責任会社法 15 条）。

会社の各設立者は、設立契約に定める期間内に会社定款資本に自己の出資を全額払い込まなければならない。ただし、その期間は、会社の国家登記の時点から 1 年を超えてはならない。また、会社の国家登記の時点で、その定款資本の半分以上が設立者によって払い込まれていなければならない。会社設立者は、出資義務の免除または会社に対する債権での相殺を禁止されている（民法 90 条、有限責任会社法 16 条）。

有限責任会社に必要とされる機関は、社員総会と業務執行機関とである（民法 91 条）。社員総会は会社の最高機関であり、業務執行機関は社員総会に対して報告義務を負っている。業務執行機関には、単独執行機関（取締役、社長など）と合議執行機関（理事会、役員会など）がある（有限責任会社法 40 条、41 条）。

社員総会は、次の事項について専属的権限を有する（有限責任会社法 33 条）。1 会社の基本的事業分野の決定、および営利団体その他の統合体への参加に関する決定の採択 2 会社定款の額の変更 3 設立契約への変更の記入 4 会社執行機関の設置、およびその任期満了前の権限の廃止、ならびに単独執行機関の権限の営利団体または個人営業主（以下「支配人」という）への譲渡、およびその支配人の承認および支配人との間の契約条件の承認 5 会社監査役会（監査役）の選任およびその権限の任期満了

前の廃止 6 会社の年次報告書および年次貸借対照表の承認 7 会社の純利益の社員間での分配に関する決定の採決 8 会社の内部業務を規制する文書（社内文書）の承認（採決） 9 会社による債券その他の発行有価証券の募集に関する決定の採決 10 会社監査の指定、会計監査人の承認およびその報酬の決定 11 会社の組織変更または解散に関する決定の採決 12 清算委員会の選任および清算貸借対照表の承認。

有限責任会社は物的会社であり、法人であることから、権利能力を有する。有限責任会社は、その機関の行為によって民事上の権利・義務を有することになる（民法 49 条）。

一人有限責任会社の設立は立法上認められている（有限責任会社法 11 条）。

有限責任会社の商号は、会社の組織的形態を表示していなければならない。会社の正式商号には、会社の正式名称および「有限責任会社」の文字を含まなければならない。会社の略式商号は、会社の正式または略式の名称ならびに「有限会社」の文字または「オー・オー・オー（OOO）」の略字を含まなければならない（有限責任会社法 4 条）。

なお、解散時の債権者への弁済については、合名会社のところで述べたことがあてはまるので、ここでは繰り返さない。

（5） 追加責任会社

追加責任会社については、ロシア民法第 4 章第 95 条および有限責任会社法に規定が設けられている。追加責任会社については、基本的には有限責任会社のところで述べたことがあてはまるといえよう。より具体的にみれば、以下のとおりである。

設立については、有限責任会社のところで述べたことがあてはまる。設立文書においては、会社債務に対する社員の責任の分担手続も定めなければならない（民法 95 条）。

社員については、有限責任会社のところで述べたことがあてはまる。定款資本・機関についても、有限責任会社のところで述べたことがあてはまる。

社員は、会社の債務について、出資額に応じた割合で自己の財産によって責任を負う（民法 95 条）。

権利能力については、有限責任会社のところで述べたことがあてはまる。

一人追加責任会社の設立も立法上可能である。

追加責任会社の商号には、会社の名称および「追加責任」の文字が含まれていなければならない（民法 95 条）。

解散については、有限責任会社のところで述べたことがあてはまる。

これに対して、解散時の債権者への弁済については、合名会社のところで述べたことがあてはまる。

(6) 株式会社

株式会社に関しては、ロシア民法第4章第96条から104条および株式会社法に詳細な規定が設けられている。

会社の定款は会社の設立文書であり、次の事項を含んでいなければならない。1 正式な社名とその略称 2 会社の所在地 3 会社の種類（公開か非公開か）4 株式の数、額面価額、種類（普通株、優先株）、会社で分配される優先株の種類 5 それぞれの種類の株式の所有者、株主の権利 6 会社の定款資本額 7 会社の管理機関の構成と権限およびこれらの機関による決議の手続 8 株主総会の準備および開催手続 9 会社の支店や出張所に関する情報（株式会社法11条）。

閉鎖株式会社の株主数は50人を超えることはできないが、公開株式会社の株主数は制限はない（株式会社法7条）。閉鎖株式会社の株主数が50人を超えた場合、その会社は一年以内に公開株式会社に組織変更されなければならない、組織変更されていなければ解散することになる。公開株式会社の株主は自己所有の株式を他の株主の同意なしに譲渡することができる（株式会社法7条）。これに対して、閉鎖株式会社の株式は設立者またはあらかじめ定められた人々の間でのみ譲渡されうる。閉鎖株式会社の株主は、その会社の他の株主が売却する株式の優先取得権を有する（民法97条、株式会社法7条）。

株式会社の定款資本は、株主が取得する株式の額面価額からなる。この定款資本が会社財産の最低額を決定する（民法99条、株式会社法25条）。最低資本額は登記日現在の最低賃金によることになる。公開株式会社の場合には、最低資本額は連邦法が定めた最低賃金の1000倍以上でなければならない、閉鎖株式会社の場合には、連邦法が定めた最低賃金の100倍以上でなければならない（株式会社法26条）。

株式は会社設立のさい定款に定められている期間中に払い込みがなされなければならない、少なくとも50%は会社登記時までには払い込みがなされなければならない。残額は、登記から1年以内に払い込まなければならない（株式会社法34条）。

株式会社の機関として、1 株主総会 2 取締役会 3 執行機関の三者がある。

会社の最高管理機関である株主総会は、重要事項について専属的権限を有する（民法103条、株式会社法48条）が、それを超えて活動することはできない。株主総会の専属的権限に属するとされている事項は、会社の執行機関の決定に委ねることはできない（民法103条、株式会社法48条）。

株主総会における決議は、原則として単純多数決でなされる（株式会社法49条）。これに対して、会社定款の変更、募集株式の限度額の決定、会社の組織変更および大型取引の実施に関する決議は、4分の3以上の多数が必要である（株式会社法49条）。

取締役会は、株主数50人以上の会社において必要とされ（民法103条、株式会社法64条）、会社の業務全般の指導を行う（民法103条、株式会社法64条）。その権限は株式会社法第65条に定められているところである。取締役会の構成員は任期1年で定例株主総会によって選任され、何度でも再任されうる（株式会社法66条）。また、取締役会の構成員は、株主総会によって任期中その権限を停止されることがある（株式会社法

66条)。

取締役会の構成員数は定款または株主総会の決議によって決定される(株式会社法 66条)。取締役会によって選任された代表は取締役会の業務を組織し、取締役会の議長を務める(株式会社法 67条)。取締役会における決議は原則として多数決で採択される(株式会社法 68条)。増資および大型取引に関する決議の場合には、全員一致が必要とされる。

執行機関には、単独執行機関(取締役、社長)と合議執行機関(理事会、役員会)がある(株式会社法 69条)。執行機関は、会社の日常業務を指導し、特に株主総会および取締役会の決議を実施する(株式会社法 69条)。取締役・社長は、裁判上・裁判外で会社を代表する。

株式会社は、会社債務については全財産をもって責任を負うが、株主の債務については責任を負わない(株式会社法 3条)。株主は、自己が所有する株式の額面価額について責任を負い、会社債務については責任を負わない。株主は、完全に払い込みをしていない場合には、払い込みをしていない限度で責任を負うことになる。

株式会社は、株式会社法第2条第2項によれば、法人とされており、権利能力に制限はない。

一人株式会社の設立も可能である(株式会社法 9条)。もっとも、一人株式会社は一人からなる他の物的会社を唯一の株主とすることはできない(株式会社法 10条)。

株式会社の商号には、その法的形態と種類(公開・非公開)が含まれていなければならない。株式会社は、ロシア語、外国語での正式名称、略式名称を有することができる(株式会社法 4条)。

自発的解散決議と清算委員会の任命は、取締役会の提案に基づき株主総会によってなされる(株式会社法 21条)。会社の清算は、国家登記機関によって統一法人国家登記簿にしかるべき記録が行われた時点で終了し、会社は消滅したものとみなされる(株式会社法 24条)。

解散時の債権者への弁済については、合名会社のところで述べたことがあてはまる。債権者に対する弁済終了後、残余財産は以下の順序で分配される。1 買い戻されなければならない株式に対する支払 2 優先株の配当で加算されてはいるが未払いのものに対する支払と定款で定められた優先株に対する清算額の支払 3 普通株および各種優先株を占有する株主(株式会社法 23条)。

第四節 結びに代えて

以上検討したように、ロシア法のもとにおいては、数種類の共同企業形態が存在している。これらの共同事業形態に関連して、民法以外に、有限責任会社法、株式会社法も制定されており、法制度は一応整ったと評価できるように思われる。追加責任会社の存在、株式会社に公開株式会社・閉鎖株式会社があることは、日本法と比較して、ロシア法の大きな特色といえよう⁸。

本報告書においては、ロシア法における共同企業形態の概略を示すにとどまり、個別・具体的な問題を検討することはできなかった。これらの問題については今後の課題としたい⁹。

また、本報告書においては、外国投資にかかわる問題（具体的には、1999年7月に制定された新外国投資法の内容¹⁰）や代表部・支部にかかわる問題¹¹も検討することができなかった。本報告書の内容とも密接に関連するものであり、かかる問題も今後の課題としたい。

⁸ 日本法との比較については、クラウス・アルバート・バウアー他・前掲注2、25巻9号956頁以下参照。ドイツ法との比較については、Becker・前掲注3、9頁以下に詳しい。

⁹ 共同事業形態に関する専門的研究として、外国においては、たとえば以下のような著書がある。Huper, Unternehmenskauf in Rußland, 1998; Konsortien und Ventures bei Infrastrukturprojekten, 1998; Pistor, Eigentumsreform mittels institutioneller Investoren: eine rechtsökonomische Analyse der Massenprivatisierungen in Rußland und der Tschischen Republik, 2000.

¹⁰ 同外国投資法については、さしあたり、「ロシア連邦における外国投資について」ロシア東欧貿易調査月報第44巻7号（1999年）32頁以下参照。

¹¹ この問題については、ヴォロンツォフ・前掲注2、参照。